

出を受理すること。

第2条第10号中「富山県魚介類行商取締条例（）」を「富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第40号）による廃止前の富山県魚介類行商取締条例（）」に、「富山県魚介類行商取締条例施行規則（）」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則（令和3年富山県規則第14号）による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則（）」に改め、同号ア及びイを削り、同号ウ中「富山県魚介類行商取締条例」を「富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による廃止前の富山県魚介類行商取締条例」に改め、同号ウを同号アとし、同号エ中「富山県魚介類行商取締条例施行規則」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則」に改め、同号エを同号イとし、同号オ中「富山県魚介類行商取締条例施行規則」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則」に改め、同号オを同号ウとし、同号カ中「富山県魚介類行商取締条例施行規則」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則」に改め、同号カを同号エとし、同号キ中「富山県魚介類行商取締条例施行規則」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則」に改め、同号キを同号オとし、同号ク中「富山県魚介類行商取締条例施行規則」を「富山県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の富山県魚介類行商取締条例施行規則」に改め、同号クを同号カとする。

第7条第1号エ及びオ中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

第2条 富山県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条中第7条第1号エ及びオの改正規定は同年4月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第26号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

「第1款 総合政策局（第9条—第12条の2の5）

目次中 第1款の2 観光・交通振興局（第12条の3—第12条の4） を

第1款の3 経営管理部（第13条—第22条） 」

「第1款 知事政策局（第9条—第12条の2）

第1款の2 危機管理局（第12条の3・第12条の4） に、

第1款の3 地方創生局（第12条の5—第12条の8）

第1款の4 経営管理部（第13条—第22条） 」

「第1款の3 総合体育センター（第80条の4・第80条の5）

第1款の4 県営体育施設（第80条の6・第80条の7） を

第1款の5 県民共生センター（第81条・第82条）

第1款の6 空港管理事務所（第82条の2—第82条の5） 」

「第1款の3 県民共生センター（第81条・第82条）

第1款の4 空港管理事務所（第82条の2—第82条の5） に、

第1款の5 総合体育センター（第82条の5の2・第82条の5の3）

第1款の6 県営体育施設（第82条の5の4・第82条の5の5） 」

「林業普及センター」を「スマート農業普及センター及び林業普及センター」に、

「・第234条の23」を「—第234条の24」に改める。

第5条中 「総合政策局 観光・交通振興局」を「知事政策局 危機管理局 地方創生局」に改める。

第6条第1項の表中

総合政策局	秘書課	秘書第一係 秘書第二係 賞勲係
	消防課	消防係 予防係
	防災・危機管理課	安全なまちづくり班
	スポーツ振興課	スポーツ活性化係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進班 武道館等整備班
	少子化対策・県民活躍課	少子化対策係 県民協働係 女性活躍・働き方改革推進班
	国際課	多文化共生係 国際交流係
	移住・UIJターン促進課	移住・交流促進係 UIJターン促進係

を

知事政策局	秘書課	秘書第一係 秘書第二係 賞勲係
	広報課	企画・報道係 県民の声係 広報・イメージアップ係
危機管理局	防災・危機管理課	危機管理係 地域防災班
	消防課	消防係 予防係 ガス火薬保安係
地方創生局	スポーツ振興課	スポーツ活性化係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進班 武道館等整備班

に改め、同表経営管理部の項及び生活環境文化部の項を次のように改める。

経営管理部	人事課	人事係 給与係 厚生係
	総務課	企画調整係 法規係 文書管理係 情報公開係 政策 法務班 行政経営班
	統計調査課	統計情報係 経済動態係 人口労働係 商工係 生計

		農林係 学術振興課 高等教育振興係 私学振興係 財 政 課 予算第一係 予算第二係 調査係 資金係 管 財 課 管理係 庁舎係 通信係 県有施設総合管理推進班 税 務 課 企画係 管理係 課税係
生活環境文化部	県民生活課 文化振興課 国 際 課 環 境 政 策 課 自 然 保 護 課 環 境 保 全 課	県民協働係 くらし安全班 水雪土地対策班 振興係 芸術文化係 多文化共生係 国際交流係 企画係 地球環境係 廃棄物対策班 自然環境係 野生生物係 自然公園係 指導係 大気保全係 水質保全係

第6条第1項の表厚生部の項中

「	医 務 課 健 康 課	保健看護係 医療政策班 医師・看護職員確保対策班 健康増進係 精神保健福祉係 母子・歯科保健係 感染症・疾病対策班 がん対策推進班 新型コロナウイルス対策班	」
---	----------------	---	---

を

「	医 務 課	保健看護係 医療政策班 医師・看護職員確保対策班	」
---	-------	--------------------------	---

に改め、同表商工労働部の項中

「	経 営 支 援 課 商 業 ま ち づ っ く り 課	創業・ベンチャー係 金融係 地域産業係 企画振興係 商業活性化係	」
---	-----------------------------------	-------------------------------------	---

を

「	地 域 産 業 支 援 課	企画振興係 商業活性化係 金融係 地域産業活性化班	」
---	------------------	---------------------------	---

に改め、同表農林水産部の項中「研究・普及振興班」を「研究普及・スマート農業振興班」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、知事政策局に成長戦略室、デジタル化推進室及び

働き方改革・女性活躍推進室を、地方創生局にワンチームとやま推進室、総合交通政策室及び観光振興室を、厚生部に健康対策室をそれぞれ置く。

第6条第3項の表観光振興室の項中「立山黒部世界ブランド化推進班」を「立山黒部観光戦略班」に改め、同項の次に次のように加える。

健康対策室	がん対策推進班 新型コロナウイルス対策班 感染症対策推進班
-------	-------------------------------

第8条の表中

経営管理部	人事課
-------	-----

を

危機管理局	防災・危機管理課
経営管理部	人事課

に改める。

第2章第2節第1款の款名を次のように改める。

第1款 知事政策局

第9条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「企画調整室」を「成長戦略室」に改め、同条第2号中「及び評価」を削り、同条中第5号から第7号までを削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 成長戦略に関する事。

第9条中第8号を第6号とし、第9号から第16号までを削り、第17号を第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) 官民連携、規制緩和及び特区制度の推進に関する事。

(9) 日本橋とやま館に関する事。

(10) 創業の促進及びベンチャービジネスの支援に関する事。

(11) カーボンニュートラルの推進に関する事。

第9条中第18号を第12号とし、第19号を第13号とする。

第11条を次のように改める。

(デジタル化推進室)

第11条 デジタル化推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域情報化の促進に関すること。
- (3) 人事給与システムの維持管理に関すること。
- (4) 電子県庁の推進に関すること。
- (5) 行政情報ネットワークに関すること。
- (6) 情報システムの全体最適化に関すること。
- (7) 情報システムの調達審査に関すること。
- (8) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (9) 社会保障・税番号制度に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第12条及び第12条の2を削る。

第12条の2の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「少子化対策・県民活躍課」を「働き方改革・女性活躍推進室」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（広報課）

第12条の2 広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政の広聴に関すること。
- (2) 陳情、相談、要望等の聴取、連絡及び調整に関すること。
- (3) 来庁者の受付、案内及びサービスに関すること。
- (4) 県政の広報に関すること。
- (5) 各種報道機関との調整及び県政の情報の提供に関すること。
- (6) 県のホームページの運営に関すること。
- (7) 県のイメージアップ広報（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。

第12条の2の3から第12条の2の5までを削る。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条を次のように改める。

（総務課）

第14条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の政策の評価に関する事。
- (2) 総合計画の進捗管理に関する事。
- (3) 議会に対する主要施策の報告に関する事。
- (4) 重要要望事項に関する事。
- (5) 知事会及び地方行政連絡会議に関する事。
- (6) 日本海沿岸地帯、中部圏及び北陸地方の開発振興に関する事。
- (7) 北方領土返還要求運動に関する事。
- (8) 権限の配分及び事務決裁規程に関する事。
- (9) 条例、規則等の審査に関する事。
- (10) 条例、規則等の立案に関する指導及び助言に関する事。
- (11) 法令の解釈その他法制一般に関する事。
- (12) 訴訟及び行政上の不服申立てに関する事務の指導、助言及び調整に関する事。
- (13) 公益法人行政の総括及び連絡調整に関する事。
- (14) 公益信託に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (15) 宗教法人に関する事。
- (16) 行政書士に関する事。
- (17) 文書管理の企画、指導及び改善に関する事。
- (18) 文書の審査及び保存に関する事。
- (19) 文書及び物品の收受発送に関する事。
- (20) 公印に関する事。
- (21) 公告式及び県報の発行に関する事。
- (22) 情報公開及び個人情報保護に関する企画、連絡及び調整に関する事。
- (23) 行政資料の収集、保管及び提供に関する事。
- (24) 知事の資産等の公開に関する事。
- (25) 公文書館に関する事。

第15条の2を削る。

第16条を次のように改める。

（学術振興課）

第16条 学術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育大綱及び総合教育会議に関すること。
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (3) 高等教育機関の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学術の振興について必要な事項に関すること。
- (5) 公立大学法人富山県立大学に関すること。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第2章第2節中第1款の3を第1款の4とする。

第12条の4第4号中「ブランド化の推進」を「観光戦略」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第12条の7とする。

- (11) 世界文化遺産登録の推進に関すること。

第12条の3を第12条の6とし、第2章第2節第1款の2に第12条の5として次の1条を加える。

(ワンチームとやま推進室)

第12条の5 ワンチームとやま推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) 地方創生に関すること。
- (3) 市町村及び地域の振興に関すること。
- (4) 市町村その他公共団体の行財政一般に関すること。
- (5) 市町村合併の支援に関すること。
- (6) 選挙管理委員会に関すること。
- (7) 自衛官の募集に関すること。
- (8) 市町村の設立に係る土地開発公社に関すること。
- (9) 山村過疎地域等の振興に関すること。
- (10) 中山間地域の振興の総括に関すること。
- (11) 中山間地域等の人材の育成に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (12) 移住及び交流の促進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (13) 人材確保対策（U I J ターンに係るものに限る。）に関すること。

(14) サテライトオフィスの誘致に関すること。

第2章第2節第1款の2中第12条の7の次に次の1条を加える。

(スポーツ振興課)

第12条の8 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ（レクリエーションを含む。）の普及振興に関すること。
- (2) 競技スポーツ水準の向上に関すること。
- (3) 富山マラソンに関すること。
- (4) 武道館等の整備に関すること。
- (5) 総合体育センター、高岡総合プール、富山武道館、高岡武道館、富山弓道場、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場及び西部体育センターに関すること。

第2章第2節第1款の2の款名を次のように改め、同款を同節第1款の3とする。

第1款の3 地方創生局

第2章第2節第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 危機管理局

(防災・危機管理課)

第12条の3 防災・危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水防活動に関すること。
- (2) 気象情報に関すること。
- (3) 防災に関する事務の総合連絡調整に関すること。
- (4) 災害対策本部に関すること。
- (5) 国民の保護のための措置に関すること。
- (6) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣及び国民保護等派遣に関すること。
- (8) 危機管理対策の連絡調整に関すること。

(消防課)

第12条の4 消防課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。
- (2) 市町村消防事務の指導及び相互連絡に関すること。

- (3) 消防統計及び消防情報に関すること。
 - (4) 火災予防その他の消防思想の普及宣伝に関すること。
 - (5) 消防施設の強化拡充及び消防機械器具の性能試験に関すること。
 - (6) 危険物の規制に関すること。
 - (7) 消防防災ヘリコプターに関すること。
 - (8) 高圧ガスの保安に関すること。
 - (9) 火薬類、猟銃等の保安に関すること。
 - (10) 電気工事の保安及び電気工事士に関すること。
 - (11) 広域消防防災センターに関すること。
- 2 防災航空センターは、前項第7号に掲げる事務を分掌する。
- 3 消防防災航空隊は、防災航空センターの所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 消防防災ヘリコプターを用いて行う防災活動に関すること。
 - (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第3項に規定する航空消防隊の事務に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消防防災ヘリコプターを用いて行う活動に関すること。
- 第23条中第16号を第22号とし、第1号から第15号までを6号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第6号までとして次の6号を加える。
- (1) ボランティア活動の振興に関すること。
 - (2) 特定非営利活動法人に関すること。
 - (3) 安全なまちづくりに関すること。
 - (4) 交通安全対策の企画及び調整に関すること。
 - (5) 交通安全思想の普及啓発に関すること。
 - (6) 交通事故被害者等の支援等に関すること。
- 第25条を次のように改める。

（国際課）

第25条 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流及び国際協力の促進に関すること。

- (2) 国際施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 外国の省、州等との友好提携の推進に関すること。
- (4) 多文化共生の推進に関すること。
- (5) 旅券の発給その他外事に関すること。

2 旅券センターは、前項第5号に掲げる事務のうち旅券の発給に関する事務を分掌する。

3 高岡支所は、旅券センターの所掌事務のうち旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関する事務を分掌する。

第30条第13号から第15号までを削る。

第39条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「健康課」を「健康対策室」に改める。

第43条第2号中「工業」を「ものづくり産業」に、「経営支援課」を「地域産業支援課」に改め、同条第11号中「エネルギー対策の連絡調整」を「エネルギー関連産業の振興」に改める。

第44条を次のように改める。

(地域産業支援課)

第44条 地域産業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の連携の促進に関すること。
- (2) 中小企業団体中央会及び中小企業団体に関すること。
- (3) 商工会議所、商工会議所連合会、商工会及び商工会連合会に関すること。
- (4) 中小企業の経営管理に係る研修に関すること。
- (5) 商業及びサービス業の振興に関すること。
- (6) 地域商業の振興に関すること。
- (7) 大規模小売店舗に関すること。
- (8) 中小企業金融に関すること。
- (9) 信用保証協会に関すること。
- (10) 貸金業に関すること。
- (11) 中小企業の経営の革新に関すること。
- (12) 中小企業の経営の診断及び助言に関すること。

- (13) 地場産業振興事業に関すること。
- (14) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (15) 下請企業の振興に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関すること。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第55条中第21号を第22号とし、第5号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) スマート農業に関すること。

第78条第2項中「総合政策局に」を「知事政策局に」に、「総合政策局長」を「知事政策局長」に、「総合政策局内」を「知事政策局内」に改め、同条第3項中「観光・交通振興局に」を「地方創生局に」に、「観光・交通振興局長」を「地方創生局長」に、「観光・交通振興局内」を「地方創生局内」に改める。

第79条の表富山県総合計画審議会の項中「企画調整室」を「成長戦略室」に改め、同項の次に次のように加える。

富山県子育て支援・ 少子化対策県民会議	子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	働き方改革・女性活躍推進室
富山県男女共同参画 審議会	次に掲げる事項について調査審議する事務及び知事に意見を述べる事務 (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び富山県男女共同参画推進条例（平成13年富山県条例第4号）の規定によりその権限に属する事項 (2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項	働き方改革・女性活躍推進室

第79条の表富山県私立学校審議会の項、富山県いじめ再調査委員会の項、富山県公立大学法人評価委員会の項、富山県救急業務高度化推進協議会の項及び富山県交通安全対策会議の項を削り、同表富山県石油コンビナート等防災本部の項の次に次

のように加える。

富山県救急業務高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第 186号）第35条の 8 第 1 項の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関する事務並びに同条第 4 項の規定による知事に意見を述べる事務並びに救急業務の高度化の推進に関する事項を調査審議する事務	消防課
富山県自治紛争処理委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第 251条第 1 項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、都道府県の関与に関する審査、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関する事務	ワンチームとやま推進室
富山県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第 226号）第 401条の 2 の規定による次に掲げる事務 (1) 地方税法第 388条第 1 項に規定する知事が定める固定資産評価基準の細目に関する事項 (2) 地方税法第 419条第 1 項に規定する固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告に関する事項 (3) 知事から意見を求められた固定資産の評価に関する事項	ワンチームとやま推進室
富山県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の 40第 2 項の規定により次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する事務 (1) 住民基本台帳法の規定によりその権限に属す	ワンチームとやま推進室

	る事項 (2) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項	
--	---	--

第79条の表富山県子育て支援・少子化対策県民会議の項及び富山県男女共同参画審議会の項を削り、同表富山県公益認定等審議会の項、富山県情報公開審査会の項、富山県個人情報保護審議会の項及び富山県行政不服審査会の項中「文書総務課」を「総務課」に改め、同項の次に次のように加える。

富山県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第 270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学術振興課
富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、及び審議する事務	学術振興課
富山県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第11条第2項第1号から第6号までの規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	学術振興課

第79条の表富山県公共事業評価委員会の項の次に次のように加える。

富山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第 110号）第16条第2項の規定による富山県交通安全計画の作成及びその実施の推進、富山県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	県民生活課
-------------	--	-------

第79条の表富山県自治紛争処理委員の項、富山県固定資産税評価審議会の項及び富山県本人確認情報保護審議会の項を削り、同表富山県感染症診査協議会の項、富山県精神保健福祉審議会の項、富山県精神医療審査会の項、富山県公害健康被害認

定審査会の項、富山県がん対策推進協議会の項、富山県歯科保健医療対策会議の項、富山県健康づくり県民会議の項、富山県自殺対策推進協議会の項、富山県周産期保健医療協議会の項、富山県肝炎等認定協議会の項、富山県指定難病審査会の項及び富山県小児慢性特定疾病審査会の項中「健康課」を「健康対策室」に改め、同表富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議の項中「経営支援課」を「地域産業支援課」に改め、同表富山県中小企業調停審議会の項及び富山県大規模小売店舗立地審議会の項中「商業まちづくり課」を「地域産業支援課」に改める。

第80条中第1号の3及び第1号の4を削り、第1号の5を第1号の3とし、第1号の6を第1号の4とし、同号の次に次の2号を加える。

(1)の5 総合体育センター

(1)の6 県営体育施設

第4章第2節中第1款の3及び第1款の4を削り、第1款の5を第1款の3とし、第1款の6を第1款の4とし、同款の次に次の2款を加える。

第1款の5 総合体育センター

(所掌事務)

第82条の5の2 総合体育センターは、体育・スポーツの普及振興及び県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第82条の5の3 総合体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県総合体育センター	富山市

第1款の6 県営体育施設

(所掌事務)

第82条の5の4 県営体育施設は、県民の体育及びレクリエーションの振興に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第82条の5の5 県営体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県高岡総合プール	高岡市
県営富山武道館	富山市
県営高岡武道館	高岡市
県営富山弓道場	富山市
富山県福光射撃場	南砺市
富山県スキージャンプ場	富山市
富山県漕艇場	富山市
富山県上市カヌー競技場	中新川郡上市町
富山県西部体育センター	砺波市

第 176条中「、助産師及び看護師」を「及び助産師」に改める。

第 178条の表以外の部分中「、科及び班」を「及び科」に改め、同条の表を次のように改める。

課	科
総務課	
教務課	保健学科 助産学科

第 179条第4項を削る。

第 230条第9項中「国営緊急農地再編整備事業（水橋地区）」を「国営土地改良事業（水橋地区）」に改める。

第4章第2節第47款第10目の目名を次のように改める。

第10目 スマート農業普及センター及び林業普及センター

第 234条の22の表中

「林業普及センター	中新川郡立山町	」
-----------	---------	---

を

「スマート農業普及センター	富山市	」
林業普及センター	中新川郡立山町	

に改める。

第 234条の23の見出しを削り、同条を第 234条の24とし、第 234条の22の次に次の見出し及び1条を加える。

(分掌事務)

第 234条の23 スマート農業普及センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スマート農業の普及促進並びに体験及び研修に関すること。
- (2) 農業機械の研修に関すること。

第 295条の表中

砺波土木センター	企画管理課	総務班 業務班
	用地課	用地班
	管理検査課	
	建築課	
	工務第一課	道路改良班 道路維持班 道路施設班
	工務第二課	河川班 河川管理班 砂防班

を

砺波土木センター	企画管理課	総務班 業務班
	用地課	用地班
	管理検査課	
	建築課	
	施設管理課	道路維持班 道路施設班
	工務第一課	道路改良班
	工務第二課	河川班 砂防班

に改める。

第 326条第1項の表の政策監の項を削り、同表中

総合政策局長	総合政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
観光・交通振興局長	観光・交通振興局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

を

知事政策局長	知事政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
危機管理局長	危機管理局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地方創生局長	地方創生局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同表の教育・スポーツ政策監の項を削り、同表中

企画調整室長	企画調整室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地方創生・中山間 対策室長	地方創生・中山間対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

を

成長戦略室長	成長戦略室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
デジタル化推進室 長	デジタル化推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
働き方改革・女性 活躍推進室長	働き方改革・女性活躍推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
ワンチームとやま 推進室長	ワンチームとやま推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同表の総合交通政策室長の項の次に次のように加える。

健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
デジタル化推進監	デジタル化の推進に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第 326条第 1 項の表の情報企画監の項の次に次のように加える。

企業誘致専門監	企業誘致に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
---------	------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄

に掲げる室又は課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の職員となるものとする。

この規則の施行前の室又は課の名称	この規則の施行後の室又は課の名称
総合政策局秘書課	知事政策局秘書課
総合政策局消防課	危機管理局消防課
総合政策局防災・危機管理課	危機管理局防災・危機管理課
総合政策局スポーツ振興課	地方創生局スポーツ振興課
総合政策局少子化対策・県民活躍課	知事政策局働き方改革・女性活躍推進室
総合政策局国際課	生活環境文化部国際課
総合政策局地方創生・中山間対策室	地方創生局ワンチームとやま推進室
総合政策局移住・U I J ターン促進課	地方創生局ワンチームとやま推進室
観光・交通振興局総合交通政策室	地方創生局総合交通政策室
観光・交通振興局観光振興室	地方創生局観光振興室
経営管理部情報政策課	知事政策局デジタル化推進室
経営管理部文書総務課	経営管理部総務課
経営管理部市町村支援課	地方創生局ワンチームとやま推進室
経営管理部広報課	知事政策局広報課
厚生部健康課	厚生部健康対策室
商工労働部経営支援課	商工労働部地域産業支援課
商工労働部商業まちづくり課	商工労働部地域産業支援課

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は課の主幹、副主幹、主査、主任又は技能主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
総合政策局企画調整室長	知事政策局成長戦略室長

総合政策局秘書課長	知事政策局秘書課長
総合政策局秘書課課長補佐	知事政策局秘書課課長補佐
総合政策局秘書課秘書第一係長	知事政策局秘書課秘書第一係長
総合政策局秘書課秘書第二係長	知事政策局秘書課秘書第二係長
総合政策局秘書課賞勲係長	知事政策局秘書課賞勲係長
総合政策局秘書課係長	知事政策局秘書課係長
総合政策局消防課長	危機管理局消防課長
総合政策局消防課課長補佐	危機管理局消防課課長補佐
総合政策局消防課消防係長	危機管理局消防課消防係長
総合政策局消防課予防係長	危機管理局消防課予防係長
総合政策局消防課防災航空センター所長	危機管理局消防課防災航空センター所長
総合政策局防災・危機管理課長	危機管理局防災・危機管理課長
総合政策局防災・危機管理課課長補佐	危機管理局防災・危機管理課課長補佐
総合政策局スポーツ振興課長	地方創生局スポーツ振興課長
総合政策局スポーツ振興課課長	地方創生局スポーツ振興課課長
総合政策局スポーツ振興課課長補佐	地方創生局スポーツ振興課課長補佐
総合政策局スポーツ振興課スポーツ活性化係長	地方創生局スポーツ振興課スポーツ活性化係長
総合政策局スポーツ振興課生涯スポーツ係長	地方創生局スポーツ振興課生涯スポーツ係長
総合政策局スポーツ振興課競技スポーツ係長	地方創生局スポーツ振興課競技スポーツ係長
総合政策局スポーツ振興課富山マラソン推進班長	地方創生局スポーツ振興課富山マラソン推進班長
総合政策局スポーツ振興課武道館等整備班長	地方創生局スポーツ振興課武道館等整備班長
総合政策局国際課長	生活環境文化部国際課長
総合政策局国際課課長補佐	生活環境文化部国際課課長補佐

総合政策局国際課多文化共生係長	生活環境文化部国際課多文化共生係長
総合政策局国際課国際交流係長	生活環境文化部国際課国際交流係長
総合政策局国際課旅券センター所長	生活環境文化部国際課旅券センター所長
総合政策局地方創生・中山間対策室地方創生・地域振興課長	地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・地域振興課長
総合政策局地方創生・中山間対策室中山間地域対策課長	地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課長
総合政策局地方創生・中山間対策室課長補佐	地方創生局ワンチームとやま推進室課長補佐
観光・交通振興局総合交通政策室長	地方創生局総合交通政策室長
観光・交通振興局総合交通政策室課長補佐	地方創生局総合交通政策室課長補佐
観光・交通振興局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長	地方創生局総合交通政策室広域交通対策・LRT化検討班長
観光・交通振興局総合交通政策室航空政策課長	地方創生局総合交通政策室航空政策課長
観光・交通振興局総合交通政策室航空路線利用促進班長	地方創生局総合交通政策室航空路線利用促進班長
観光・交通振興局総合交通政策室空港施設班長	地方創生局総合交通政策室空港施設班長
観光・交通振興局観光振興室長	地方創生局観光振興室長
観光・交通振興局観光振興室観光戦略課長	地方創生局観光振興室観光戦略課長
観光・交通振興局観光振興室国際観光課長	地方創生局観光振興室国際観光課長
観光・交通振興局観光振興室コンベンション・賑わい創出課長	地方創生局観光振興室コンベンション・賑わい創出課長

観光・交通振興局観光振興室美しい富山湾活用・保全課長	地方創生局観光振興室美しい富山湾活用・保全課長
観光・交通振興局観光振興室課長補佐	地方創生局観光振興室課長補佐
観光・交通振興局観光振興室立山黒部世界ブランド化推進班長	地方創生局観光振興室立山黒部観光戦略班長
経営管理部人事課行政改革・経営班長	経営管理部総務課行政経営班長
経営管理部情報政策課情報企画監	知事政策局デジタル化推進室情報企画監
経営管理部情報政策課課長補佐	知事政策局デジタル化推進室課長補佐
経営管理部文書総務課長	経営管理部総務課長
経営管理部文書総務課課長補佐	経営管理部総務課課長補佐
経営管理部文書総務課法規係長	経営管理部総務課法規係長
経営管理部文書総務課総務係長	経営管理部総務課文書管理係長
経営管理部文書総務課情報公開係長	経営管理部総務課情報公開係長
経営管理部文書総務課政策法務班長	経営管理部総務課政策法務班長
経営管理部広報課長	知事政策局広報課長
経営管理部広報課課長補佐	知事政策局広報課課長補佐
経営管理部広報課企画・報道係長	知事政策局広報課企画・報道係長
経営管理部広報課県民の声係長	知事政策局広報課県民の声係長
生活環境文化部県民生活課管理係長	生活環境文化部県民生活課県民協働係長
生活環境文化部県民生活課消費生活班長	生活環境文化部県民生活課くらし安全班長
生活環境文化部環境保全課ガス火薬保安係長	危機管理局消防課ガス火薬保安係長
厚生部健康課課長補佐	厚生部健康対策室課長補佐
厚生部健康課がん対策推進班長	厚生部健康対策室がん対策推進班長
厚生部健康課新型コロナウイルス対策班長	厚生部健康対策室新型コロナウイルス対策班長

商工労働部経営支援課金融係長	商工労働部地域産業支援課金融係長
商工労働部商業まちづくり課企画振興係長	商工労働部地域産業支援課企画振興係長
商工労働部商業まちづくり課商業活性化係長	商工労働部地域産業支援課商業活性化係長
農林水産部農業技術課研究・普及振興班長	農林水産部農業技術課研究普及・スマート農業振興班長
砺波土木センター工務第一課道路維持班長	砺波土木センター施設管理課道路維持班長
砺波土木センター工務第一課道路施設班長	砺波土木センター施設管理課道路施設班長

(富山県いじめ再調査委員会規則の一部改正)

- 5 富山県いじめ再調査委員会規則（平成26年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総合政策局」を「経営管理部」に改める。

(富山県救急業務高度化推進協議会規則の一部改正)

- 6 富山県救急業務高度化推進協議会規則（平成26年富山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総合政策局」を「危機管理局」に改める。

(富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

- 7 富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「経営管理部市町村支援課」を「地方創生局ワンチームとやま推進室」に改める。

(富山県会計規則の一部改正)

- 8 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「経営支援課」を「地域産業支援課」に改める。

別表第3経営支援課の項を次のように改める。

地域産業支援課	地域産業支援課
---------	---------

(とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

- 9 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総合政策局」を「知事政策局」に改める。

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

- 10 富山県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年富山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第9条第1項中「富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課」を「富山県生活環境文化部県民生活課」に改める。

(富山県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

- 11 富山県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年富山県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総合政策局少子化対策・県民活躍課」を「知事政策局働き方改革・女性活躍推進室」に改める。

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

- 12 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則（昭和42年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、健康課」を削り、「及び農業技術課」を「、農業技術課及び健康対策室」に改める。

(富山県貸金業法施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 13 富山県貸金業法施行規則（昭和58年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「商工労働部経営支援課」を「商工労働部地域産業支援課」に改める。

(富山県通訳案内士法施行規則の一部改正)

- 14 富山県通訳案内士法施行規則（昭和53年富山県規則第29号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1項中「観光・交通振興局観光振興室」を「地方創生局観光振興室」
に改める。

(人 事 課)